

「中華人民共和國專利法改正草案 (送審稿)」条文对照表

現行専利法	専利法改正草案
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p>
<p style="text-align: center;">第一条</p> <p>専利権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的とし、本法を制定する。</p>	<p style="text-align: center;">第一条</p> <p>改正なし</p>
<p style="text-align: center;">第二条</p> <p>本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。</p> <p>実用新案とは、物品の形状、構造又はその組合に対する、実用に適した新たな技術方案を指す。</p> <p>意匠とは、物品の形状、模様又はその結合及び色彩と形状、模様</p>	<p style="text-align: center;">第二条</p> <p>本法でいう発明創造とは発明、実用新案、意匠を指す。</p> <p>発明とは、製品、方法又はその改善に対して行われる新たな技術方案を指す。</p> <p>実用新案とは、物品の形状、構造又はその組合に対する、実用に適した新たな技術方案を指す。</p> <p>意匠とは、物品の全体又は一部の形状、模様又はその結合及び色彩</p>

<p>結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。</p>	<p>と形状、模様との結合に対する、優れた美観に富み、かつ工業上の応用に適した新たなデザインを指す。</p>
<p>第三条</p> <p>国务院專利行政部門が全国の專利事務を管理し、專利出願を統一的に受理及び審査し、法により專利権を付与する。</p> <p>省・自治区・直轄市人民政府の專利事務管理部門が当該行政区域内における專利管理事務を行う。</p>	<p>第三条</p> <p>国务院專利行政部門が全国の專利事務を管理し、專利出願を統一的に受理及び審査し、法により專利権を付与するほか、專利に関わる市場管理監督行政を行い、重大な影響のある專利侵害行為及び專利詐称行為を取締り、公的專利情報公開体制を構築し、專利情報の伝達と利用を促す。</p> <p>地方人民政府の專利行政部門は、本行政区域内における專利行政を行い、法により專利行政執法を実施し、專利情報を提供することに責任を負う。</p> <p>前項でいう地方人民政府の專利行政部門とは、省級・市級及び法律法規より授權された県級人民政府の</p>

	<p>専利行政部門を指す。</p>
<p>第四条</p> <p>専利を出願する発明創造が国の安全又は重大な利益に関係し、秘密保持の必要がある場合は、国の関連規定に基づき処理する。</p>	<p>第四条</p> <p>改正なし</p>
<p>第五条</p> <p>法律と公序良俗に違反したり、公共利益を妨害したりする発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p> <p>法律と行政法規の規定に違反して遺伝資源を獲得し、又は利用し、当該遺伝資源に依存して完成したりした発明創造に対しては、専利権を付与しない。</p>	<p>第五条</p> <p>改正なし</p>
<p>第六条</p> <p>所属単位の職務を遂行して、又は主に所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の専利</p>	<p>第六条</p> <p>所属単位の職務遂によって完成した発明創造は、職務発明創造とする。</p> <p>職務発明創造の専利出願の権</p>

<p>出願の権利は所属単位に帰属し、出願が認可された場合は所属単位を専利権者とする。</p> <p>非職務発明創造については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者とする。</p> <p>所属単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、単位と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。</p>	<p>利は所属単位に帰属し、出願が認可された場合は所属単位を専利権者とする。</p> <p>非職務発明創造については、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属し、出願が認可された場合は当該発明者又は考案者を専利権者とする。</p> <p>その単位の物質・技術条件を利用して完成した発明創造について、単位と発明者又は考案者間に契約があり、専利出願の権利及び専利権の帰属に対して定めがある場合は、その定めに従う。定めがない場合は、専利出願の権利は発明者又は考案者に帰属する。</p>
<p>第七条</p> <p>発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願に対しては、いかなる単位又は個人もこれを抑圧してはならない。</p>	<p>第七条</p> <p>改正なし</p>

<p style="text-align: center;">第八条</p> <p>二つ以上の単位又は個人が協力して完成した発明創造、一つの単位又は個人がその他の単位や個人の委託を受けて完成した発明創造については、別途約定がある場合を除き、専利出願の権利は単独で完成した単位若しくは個人、又は共同で完成した単位若しくは個人に帰属し、出願が認可された場合は出願した単位又は個人を専利権者とする。</p>	<p style="text-align: center;">第八条</p> <p style="text-align: center;">改正なし</p>
<p style="text-align: center;">第九条</p> <p>同様の発明創造に対しては1件の専利権のみを付与する。但し、同一の出願者が同日中に同様の発明創造について実用新案専利を出願し、同時に発明専利を出願した場合、先に取得した実用新案権が終了する以前において、出願者が当該実用新案権の放棄を宣言したものは発明専利権を付与することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第九条</p> <p style="text-align: center;">改正なし</p>

<p>二人以上の出願者が同一の発明創造についてそれぞれが専利を出願した場合、専利権は最も早く出願した者に付与する。</p>	
<p>第十条</p> <p>専利出願権及び専利権は譲渡することができる。</p> <p>中国の単位又は個人が外国人、外国企業、又はその他外国組織に専利出願権又は専利権を譲渡する場合、関連の法律と行政法規の規定に基づき、手続きを行う。</p> <p>専利出願権又は専利権を譲渡する場合、当事者は書面の契約を締結し、かつ国務院専利行政部門に登録する。国務院専利行政部門が公告を出す。専利出願権又は専利権の譲渡は登記日から有効となる。</p>	<p>第十条</p> <p>改正なし</p>
<p>第十一条</p> <p>発明及び実用新案の専利権が付与された後、本法に別途規定があ</p>	<p>第十一条</p> <p>改正なし</p>

る場合を除き、いかなる単位又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その専利製品について製造、使用、販売の申出、販売、輸入を行ってはならず、その専利方法を使用することできず、当該専利方法により直接獲得した製品について使用、販売の許諾、販売、輸入を行ってはならない。

意匠権が付与された後、いかなる単位又は個人も、専利権者の許諾を受けずにその専利を実施してはならない。即ち生産経営を目的として、その意匠に係る製品を製造、販売の申出、販売、輸入してはならない。

第十二条

いかなる単位又は個人も、他人の専利を実施する場合は専利権者と実施許諾契約を締結し、専利権者に専利使用料を支払わなければならない。被許諾者は、契約で規定された

第十二条

改正なし

<p>以外のいかなる単位又は個人に対しても当該専利の実施を許諾する権利を持たない。</p>	
<p>第十三条</p> <p>発明専利出願の公開後、出願者はその発明を実施する単位又は個人に適当額の費用を支払うよう要求することができる。</p>	<p>第十三条</p> <p>改正なし</p>
<p>第十四条</p> <p>国有企業事業単位の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管単位及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>	<p>第十四条（追加条項 1,元の条文は第八十条に移動）</p> <p>専利出願及び専利権の行使にあたって、信義誠実の原則に従わなければならない。専利権を濫用して、公共の利益を損ない、或は不正に競争を排除、制限してはならない。</p>
<p>第十五条</p> <p>専利出願権又は専利権の共有</p>	<p>第十五条</p> <p>改正なし</p>

<p>者の間で権利の行使について約定がある場合はその約定に従う。約定がない場合、共有者は単独で実施するか、又は一般許諾方式によって他者に当該専利の実施を許諾することができる。他者に当該専利の実施を許諾する場合、徴収する使用料は共有者同士で分配する。</p> <p>前款が規定する状況を除き、共有する専利出願権又は専利権については共有者全体の同意を得なければならない。</p>	
<p style="text-align: center;">第十六条</p> <p>専利権を付与された単位は、職務発明創造の発明者又は考案者に対し奨励を与える。発明創造専利が実施された後はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与える。</p>	<p style="text-align: center;">第十六条</p> <p>職務発明創造は専利権を付与された後、所属単位は、その発明者又は考案者に奨励を与えなければならない；発明創造専利が実施された後、所属単位はその普及・応用の範囲及び獲得した経済効果に応じて発明者又は考案者に合理的な報酬を与えなければならない。</p> <p style="text-align: center;">所属単位と発明者又は考案者</p>

	<p>は、本法第六条第四款の規定に基づき、発明創造について、専利出願の権利が所属単位に属すると取り決めた場合、所属単位は、前款の定めに基づき、発明者又は考案者に奨励と報酬を与えなければならない。</p>
<p>第十七条</p> <p>発明者又は考案者は専利文書において自分が発明者又は考案者であることを明記する権利を有する。</p> <p>専利権者はその専利製品又は当該製品の包装上に、専利表示を行う権利を有する。</p>	<p>第十七条</p> <p>改正なし</p>
<p>第十八条</p> <p>中国国内に経常的住所又は営業所を有しない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、その所属国と中国が締結した協定、若しくは共に締結した国際条約によるか、又は互惠の原則に従い、本法に基づいて処理する。</p>	<p>第十八条</p> <p>改正なし</p>

第十九条

中国国内に経常的住所又は営業所を有しない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法によって設立された専利代理単位に委託して処理しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法によって設立された専利代理機関に委託し処理することができる。

専利代理機関は法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する義務を負う。専利代理機関の具体的な管理方法は国務院が規定する。

第十九条

中国に常駐住所又は営業場所を持たない外国人、外国企業又はその他外国組織が中国で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、規定に基づき、法に基づき設立された専利代理機関に委託して処理しなければならない。

中国の単位又は個人が国内で専利を出願する場合、及びその他の専利事務を行う場合、法に基づき設立された専利代理機関に委託し処理することができる。

専利代理機関及び専利代理師は法律と行政法規を遵守し、被代理人の委託に基づいて専利出願又はその他の専利事務を処理しなければならない。被代理人の発明創造の内容に対し、専利出願が既に公開又は公告されている場合を除き、秘密を保持する義務を負う。専利代理機関及び専利代理師の具体的な管理方法は国

	務院が規定する。
<p>第二十条</p> <p>いかなる単位又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に準拠する。</p> <p>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が締結した関連の国際条約に基づいて専利の国際出願を行うことができる。出願者が専利の国際出願を行う場合、前款の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は中華人民共和国が締結した関連の国際条約及び本法、国務院の関連規定に基づいて専利の国際出願を処理する。</p> <p>本条第一項の規定に違反して外国で専利を出願した発明又は実用新</p>	<p>第二十条</p> <p>いかなる単位又は個人が国内で完成した発明又は実用新案について、外国で専利を出願する場合、まず国務院専利行政部門に秘密保持審査を受けなければならない。秘密保持の手順及び期限等は国務院の規定に準拠する。</p> <p>中国の単位又は個人は、中華人民共和国が締結した関連の国際条約に基づいて国際出願を行い、その保護を受けることができる。出願者が国際出願を行う場合、前項の規定を遵守しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は中華人民共和国が締結した関連の国際条約及び本法、国務院の関連規定に基づいて国際出願を処理する。</p> <p>本条第一項の規定に違反して外国で専利を出願した発明又は実用新</p>

<p>案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。</p>	<p>案について、中国で専利を出願した場合は専利権を付与しない。</p>
<p style="text-align: center;">第二十一条</p> <p>国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は包括的、正確かつ速やかに専利情報を発表し、専利公報を定期的に発行しなければならない。</p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>	<p style="text-align: center;">第二十一条</p> <p>国務院専利行政部門及びその専利復審委員会は、客観性と公正性、正確性、適時性の要求に従い、法に基づいて関連する専利の出願及び請求を処理しなければならない。</p> <p>国務院専利行政部門は包括的、正確かつ速やかに専利情報を発表し、専利公報を定期的に発行し、専利情報の基礎データを提供しなければならない。</p> <p>専利出願が公開又は公告されるまで、国務院専利行政部門の職員及び関係者はその内容に対して秘密保持の責任を負う。</p>
<p style="text-align: center;">第二章 専利権付与の条件</p>	<p style="text-align: center;">第二章 専利権付与の条件</p>
<p style="text-align: center;">第二十二条</p> <p>専利権を付与する発明及び実用</p>	<p style="text-align: center;">第二十二条</p> <p>改正なし</p>

新案は、新規性及び創造性、実用性を具備していなければならない。

新規性とは、当該発明又は実用新案が従来技術に属さないこと、いかなる単位又は個人も同様の発明又は実用新案について、出願日以前に国務院專利行政部門に出願しておらず、かつ出願日以後に公開された專利出願書類又は公告の專利文書において記載されていないことを指す。

創造性とは、従来技術と比べて当該発明に突出した実質的特徴及び顕著な進歩があり、当該実用新案に実質的特徴及び進歩があることを指す。

実用性とは、当該発明又は実用新案が製造又は使用に堪え、かつ積極的な効果を生むことができることを指す。

本法でいう従来技術とは、出願日以前に国内外において公然知られた技術を指す。

<p style="text-align: center;">第二十三条</p> <p>専利権を付与する意匠は、従来 のデザインに属さないものとする。また、 いかなる単位又は個人も同一の意匠に ついて、出願日以前に国務院専利行 政部門に出願しておらず、かつ出願日 以後に公開された専利文書において記 載されていないこととする。</p> <p>専利権を付与する意匠は、従来 デザイン又は従来デザイン特徴の組み 合わせと比べて明らかな違いがあること とする。</p> <p>専利権を付与する意匠は、他者 が出願日以前に取得した合法的権利 と衝突してはならない。</p> <p>本法でいう従来デザインとは、出願 日以前に国内外において公然知られた デザインを指す。</p>	<p style="text-align: center;">第二十三条</p> <p>改正なし</p>
<p style="text-align: center;">第二十四条</p> <p>専利を出願する発明創造につい て、出願日前6 カ月以内に以下の状</p>	<p style="text-align: center;">第二十四条</p> <p>改正なし</p>

<p>況のいずれかがあった場合、その新規性を喪失しないものとする。</p> <p>(一) 中国政府が主催する又は認める国際展示会で初めて展示された場合。</p> <p>(二) 規定される学術会議、又は技術会議上で初めて発表された場合。</p> <p>(三) 他者が出願者の同意を得ずに、その内容を漏洩した場合。</p>	
<p style="text-align: center;">第二十五条</p> <p>以下に掲げる各号には専利権を付与しない。</p> <p>(一) 科学上の発見</p> <p>(二) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(三) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(四) 動物と植物の品種</p> <p>(五) 原子核変換の方法によって取得した物質</p> <p>(六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とするデザイン</p>	<p style="text-align: center;">第二十五条</p> <p>以下に掲げる各号には専利権を付与しない。</p> <p>(一) 科学上の発見</p> <p>(二) 知的活動の規則及び方法</p> <p>(三) 疾病の診断及び治療方法</p> <p>(四) 動物と植物の品種</p> <p>(五) 原子核変換の方法及び原子核変換方法によって取得した物質</p> <p>(六) 平面印刷物の模様、色彩又は両者の組み合わせによって作成され、主に表示を機能とするデザイン</p>

<p>前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>	<p>前項第(四)号で掲げた製品の生産方法に対しては、本法の規定に基づき専利権を付与することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第三章 専利の出願</p>	<p style="text-align: center;">第三章 専利の出願</p>
<p style="text-align: center;">第二十六条</p> <p>発明又は実用新案の出願には、願書、明細書及びその要約、特許請求の範囲等の書類を提出する。</p> <p>願書には発明又は実用新案の名称、発明者の氏名、出願者の氏名又は名称、住所及びその他の事項を明記する。</p> <p>明細書では、発明又は実用新案に対し、その所属技術分野の技術者が実現できることを基準とした明確かつ完全な説明を行い、必要時には図面を添付する。要約は発明又は実用新案の技術要点を簡単に説明する。</p> <p>特許請求の範囲は明細書を根拠とし、専利保護請求の範囲について明確かつ簡潔に限定する。</p>	<p style="text-align: center;">第二十六条</p> <p>改正なし</p>

<p>遺伝資源に依存して完成した発明創造について、出願者は専利出願書類において当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を説明する。原始的由来を説明できない場合、出願者はその理由を陳述する。</p>	
<p>第二十七条</p> <p>意匠登録の出願には、願書、当該意匠の図面又は写真、及び当該意匠の簡単な説明等の書類を提出する。</p> <p>出願者が提出する図面又は写真は、専利保護を要請する製品の意匠を鮮明に表示していなければならない。</p>	<p>第二十七条</p> <p>改正なし</p>
<p>第二十八条</p> <p>国務院専利行政部門が、専利出願書類を受領した日を出願日とする。出願書類が郵送された場合は、郵送の消印日を出願日とする。</p>	<p>第二十八条</p> <p>改正なし</p>
<p>第二十九条</p> <p>出願者が発明又は実用新案を外</p>	<p>第二十九条</p> <p>出願者が発明又は実用新案を外</p>

<p>国で初めて出願した日から12 カ月以内に、又は意匠登録を外国で初めて出願した日から6 カ月以内に、中国で再び同一のテーマについて専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。</p> <p>出願者が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12 カ月以内に、国務院専利行政部門に同一のテーマについて専利を出願する場合、優先権を受けることができる。</p>	<p>国で初めて出願した日から12 カ月以内に、又は意匠登録を外国で初めて出願した日から6 カ月以内に、中国で再び同一のテーマについて専利を出願する場合、当該外国と中国が締結した取り決め若しくは共に締結した国際条約に基づき、又は相互に優先権を認めることを原則とし、優先権を受けることができる。</p> <p>出願者が発明又は実用新案を中国で初めて出願した日から12 カ月以内に、又は意匠を中国で初めて専利出願した日から6カ月以内に、国務院専利行政部門に同一のテーマについて専利を出願する場合、優先権を受けることができる。</p>
<p>第三十条</p> <p>出願者が優先権を主張する場合、出願時に書面で声明を出し、かつ3 カ月以内に最初に提出した専利出願書類の謄本を提出しなければならない。書面で声明を出さない、又は期限</p>	<p>第三十条</p> <p>出願者が優先権を主張する場合、規定に基づき書面で声明を出し、初めて提出した専利出願書類の謄本を提供しなければならない;規定に基づき、書面で声明を出さない、又は専利</p>

<p>を過ぎても専利出願書類の謄本を提出しない場合は、優先権を主張していないものと見なす</p>	<p>出願書類の謄本を提供をしないときは、優先権を主張していないものと見なす。</p>
<p style="text-align: center;">第三十一条</p> <p>一件の発明又は実用新案の出願は、一つの発明又は実用新案に限られる。一つの全体的な発明構想の二つ以上の発明又は実用新案は、一件の出願として提出することができる。</p> <p>一件の意匠出願は、一つの意匠に限られる。同一製品における二つ以上の類似意匠、同一種類でかつセットで販売又は使用する製品の二つ以上の意匠は、一件の出願として提出することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第三十一条</p> <p>改正なし</p>
<p style="text-align: center;">第三十二条</p> <p>出願者は、専利権が付与されるまでの間にその専利出願を随時撤回することができる。</p>	<p style="text-align: center;">第三十二条</p> <p>改正なし</p>
<p style="text-align: center;">第三十三条</p> <p>出願者は、その専利出願書類に</p>	<p style="text-align: center;">第三十三条</p> <p>改正なし</p>

<p>対して修正を行うことができるが、発明及び実用新案に対する専利出願書類に対する修正は、元の明細書及び特許請求に記載した範囲を超えてはならず、意匠に対する専利出願書類の修正は、元の図面又は写真で表示した範囲を超えてはならない。</p>	
<p>第四章 専利出願の審査と認可</p>	<p>第四章 専利出願の審査と認可</p>
<p>第三十四条</p> <p>国務院専利行政部門は発明専利の出願を受領後、初歩審査により本法の要件に合致していると認めた場合、出願日から満18 カ月後に公開する。国務院専利行政部門は出願者の請求に基づき、その出願を繰り上げて公開することができる。</p>	<p>第三十四条</p> <p>改正なし</p>
<p>第三十五条</p> <p>発明専利出願の出願日から三年以内、国務院専利行政部門は出願者が随時提出する請求に基づき、その出願に対して実体審査を行うことができ</p>	<p>第三十五条</p> <p>改正なし</p>

<p>る。出願者に正当な理由がなく、期限を過ぎても実体審査を請求しなかった場合、出願取下げと見なす。</p> <p>国務院専利行政部門は必要と認める場合、自ら発明専利の出願に対して実体審査を行うことができる。</p>	
<p>第三十六条</p> <p>発明専利の出願者が実体審査を請求する場合、出願日以前におけるその発明に係る参考資料を提出しなければならない。</p> <p>発明専利について外国で出願済みの場合、国務院専利行政部門は出願者に対し、指定の期間内に当該国がその出願を審査するため検索した資料又は審査結果の資料を提出するよう要求することができる。正当な理由なく期限を過ぎても提出しない場合、出願取下げと見なす。</p>	<p>第三十六条</p> <p>改正なし</p>

<p style="text-align: center;">第三十七条</p> <p>国務院専利行政部門は発明専利出願に対して実体審査を行った後、本法の規定に合致していないと認める場合、出願者に通知を行い、指定の期間内に意見を陳述するか、又はその出願を補正するよう求める。正当な理由なく期限を過ぎても回答しない場合、出願取下げと見なす。</p>	<p style="text-align: center;">第三十七条</p> <p>改正なし</p>
<p style="text-align: center;">第三十八条</p> <p>発明専利の出願について、出願者が意見陳述又は補正を行った後、国務院専利行政部門が依然として本法の規定に合致しないと認める場合、拒絶しなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">第三十八条</p> <p>改正なし</p>
<p style="text-align: center;">第三十九条</p> <p>発明専利の出願に対して実体審査を行い、これを拒絶する理由が存在しない場合は国務院専利行政部門が発明専利権を付与する決定を下し、発明専利証書を交付する。同時に登</p>	<p style="text-align: center;">第三十九条</p> <p>改正なし</p>

<p>記して公告し、発明専利権は公告日から有効となる。</p>	
<p>第四十条</p> <p>実用新案及び意匠の出願に対して初歩審査を行い、これを拒絶する理由が存在しない場合、国務院専利行政部門が実用新案権又は意匠権を付与する決定を下し、相応する専利証書を交付する。同時に登記して公告し、実用新案権及び意匠権は公告日から有効となる。</p>	<p>第四十条</p> <p>改正なし</p>
<p>第四十一条</p> <p>国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願者は国務院専利行政部門の出願却下の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3 カ月以内に、専利復審委員会に復審を請求することができる。専利復審委員会は復審後に決定を下し、かつ専利出願者に通知する。</p> <p>専利出願者は専利復審委員会</p>	<p>第四十一条</p> <p>国務院専利行政部門は専利復審委員会を設置する。専利出願者は国務院専利行政部門の出願却下の決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3 カ月以内に、専利復審委員会に復審を請求することができる。</p> <p>専利復審委員会は、復審請求に対して審査を行い、必要な時には専利</p>

<p>の復審決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3 カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。</p>	<p>出願が本法の関連規定におけるその他の状況と符合するか否かを審査し、決定を下し、かつ専利出願者に通知する。</p> <p>専利出願者は専利復審委員会の復審決定に対して不服である場合、通知を受領した日から3 カ月以内に人民法院に訴訟を提起することができる。。</p>
<p>第五章 専利権の存続、消滅、無効</p>	<p>第五章 専利権の存続、消滅、無効</p>
<p>第四十二条</p> <p>発明専利権の存続期限は20 年とし、実用新案権と意匠権の存続期限は10 年とする。ともに出願日から起算する。</p>	<p>第四十二条</p> <p>発明専利権の存続期限は 20 年とし、実用新案権は 10 年とし、意匠権は 15 年とする。ともに出願日から起算する。</p>
<p>第四十三条</p> <p>専利権者は専利権を付与された年から年金を納付しなければならない。</p>	<p>第四十三条</p> <p>改正なし</p>
<p>第四十四条</p> <p>以下の状況のいずれかに該当する</p>	<p>第四十四条</p> <p>改正なし</p>

<p>場合、専利権は期限満了前に消滅するものとする。</p> <p>(一)規定に基づき年金を納付していない場合。</p> <p>(二)専利権者が書面での声明をもって、その専利権を放棄した場合。</p> <p>専利権が期限満了以前に消滅した場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。</p>	
<p>第四十五条</p> <p>国務院専利行政部門が専利権付与を公告した日から、いかなる単位又は個人が、当該専利権の付与が本法の関連規定に合致していないと認められた場合は、専利復審委員会に当該専利権の無効審判を請求することができる。</p>	<p>第四十五条</p> <p>改正なし</p>
<p>第四十六条</p> <p>専利復審委員会は専利権無効審判請求に対し、適時審査及び決定を行い、かつ請求者及び専利権者に通</p>	<p>第四十六条</p> <p>専利復審委員会は専利権無効審判請求に対して審査を行い、必要時に応じて専利権が本法の関連規定</p>

<p>知する。専利権の無効審判が決定された場合、国務院専利行政部門が登記及び公告を行う。</p> <p>専利復審委員会の専利権無効審判又は専利権維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3 カ月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>	<p>のその他の事由に合致するか否かに対する審査を行った後、適時決定を下ろし、請求者及び専利権者に通知する。専利権無効審判又は専利権維持の決定を下した後、国務院専利行政部門は適時登記及び公告を行う。</p> <p>専利復審委員会の専利権無効審判又は専利権維持の決定について不服がある場合、通知受領日から3 カ月以内に人民法院に提訴することができる。人民法院は無効審判請求手続きを行った相手方当事者に、第三者として訴訟に参加するよう通知する。</p>
<p>第四十七条</p> <p>無効審判された専利権は、初めから存在しなかったものと見なす。</p> <p>専利権無効審判の決定は、専利権無効審判の前に人民法院が下し、かつ既に執行された専利権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された専利権侵害紛争の処理決</p>	<p>第四十七条</p> <p>無効審判された専利権は、初めから存在しなかったものと見なす。</p> <p>専利権無効審判の決定は、専利権無効審判の前に人民法院が下し、かつ既に執行された専利権侵害の判決及び調停書、既に履行又は強制執行された専利権侵害紛争の処理、処</p>

<p>定、及び既に履行された専利実施許諾契約又は専利譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、専利権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定に従い、専利権侵害の賠償金、専利使用料、専利権譲渡料を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。</p>	<p>罰決定、及び既に履行された専利実施許諾契約又は専利譲渡契約に対して、遡及力を持たないものとする。但し、専利権者の悪意により他者に損失をもたらした場合は、賠償しなければならない。</p> <p>前項の規定に従い、専利権侵害の賠償金、専利使用料、専利権譲渡料を返還せず、公平の原則に明らかに違反している場合は全額又は一部を返還しなければならない。</p>
<p>第六章 専利実施の強制許諾</p>	<p>第六章 専利実施の強制許諾</p>
<p>第四十八条</p> <p>以下のいずれかの状況に該当する場合、国务院専利行政部門は実施条件を具備した単位又は個人の請求により、発明専利又は実用新案の実施を強制許諾することができる。</p> <p>(一) 専利権者が専利権を付与された日より満三年が経過し、かつ専利出願日より満四年が経過しても、その</p>	<p>第四十八条</p> <p>改正なし</p>

<p>専利を正当な理由なく実施しない、又は十分に実施しない場合。</p> <p>(二) 専利権者による専利権の行使行為が法に基づき独占行為であると認定され、当該行為によってもたらされる競争上の不利な影響を解消するか、又は減少させる場合。</p>	
<p>第四十九条</p> <p>国に緊急事態又は非常事態が発生するか、又は公共の利益を目的とする場合、国務院専利行政部門は発明専利又は実用新案の実施を強制許諾することができる。</p>	<p>第四十九条</p> <p>改正なし</p>
<p>第五十条</p> <p>公共の健康を目的として専利権を取得した薬品について、国務院専利行政部門はこれを製造し、中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に合致する国または地域に輸出することを強制許諾することができる。</p>	<p>第五十条</p> <p>改正なし</p>
<p>第五十一条</p>	<p>第五十一条</p>

<p>専利権を取得した発明又は実用新案が、以前に専利権を取得済みの発明、又は実用新案と比べて顕著な経済的意義に富む重大な技術進歩を有し、その実施が前の発明又は実用新案の実施に依存している場合、国務院専利行政部門は後の専利権者の要請に基づき、前の発明又は実用新案の実施を強制許諾することができる。</p> <p>前項の規定に基づいて実施を強制許諾する状況において、国務院専利行政部門は前の専利権者の要請に基づき、後の発明又は実用新案の実施にも強制許諾を与えることができる。</p>	<p>改正なし</p>
<p>第五十二条</p> <p>強制許諾と関連する発明創造が半導体技術である場合、その実施は公共利益の目的と本法第四十八条第(二)号が規定する状況に限る。</p>	<p>第五十二条</p> <p>改正なし</p>
<p>第五十三条</p> <p>本法第四十八条第(二)号と第</p>	<p>第五十三条</p> <p>改正なし</p>

<p>五十条の規定に基づいて強制許諾を行う状況を除き、強制許諾の実施は主に国内市場への供給を目的とする。</p>	
<p>第五十四条</p> <p>本法第四十八条第(一)号と第五十一条の規定に基づいて強制許諾を要請する単位または個人は、専利権者に対して合理的な条件によってその専利の実施を請求し、かつ合理的な期間内に許諾を得ることができなかつたことを証明するため、証拠を提出しなければならない。</p>	<p>第五十四条</p> <p>改正なし</p>
<p>第五十五条</p> <p>国務院専利行政部門は、その強制実施許諾の決定について専利権者に適時通知し、かつ登記と公告を行わなければならない。</p> <p>強制実施許諾の決定は、強制許諾の理由に基づき、実施する範囲及び期間を定める。強制許諾の理由が消滅し、かつ再び発生していない場合、国</p>	<p>第五十五条</p> <p>改正なし</p>

<p>務院專利行政部門は、專利権者の請求に基づき、審査を経た後で強制実施許諾を中止することを決定する。</p>	
<p>第五十六条</p> <p>強制実施許諾を取得した単位又は個人は、独占的な実施権を持たず、かつ他者に実施を許諾する権利を有しない。</p>	<p>第五十六条</p> <p>改正なし</p>
<p>第五十七条</p> <p>強制実施許諾を取得した単位又は個人は、專利権者に合理的な使用料を支払うか、あるいは中華人民共和国が締結した関連の国際条約の規定に基づいて、使用料に関わる問題を処理する。使用料を支払う場合、その金額は双方が協議する。双方が合意することができない場合は国務院專利行政部門が裁定する。</p>	<p>第五十七条</p> <p>改正なし</p>
<p>第五十八条</p> <p>專利権者が国務院專利行政部門の強制実施許諾に関する決定に対</p>	<p>第五十八条</p> <p>改正なし</p>

<p>し不服である場合、及び専利権者と強制実施許諾を取得した単位及び個人が、国務院専利行政部門の強制実施許諾に関する使用料の裁定に不服である場合、通知受領日から3 カ月以内に人民法院に提訴することができる。</p>	
<p style="text-align: center;">第七章 専利権の保護</p>	<p style="text-align: center;">第七章 専利権の保護</p>
<p style="text-align: center;">第五十九条</p> <p>発明又は実用新案の専利権の保護範囲は、その請求項の内容を基準とし、明細書及び図面は請求項の解釈に用いることができる。</p> <p>意匠権の保護範囲は、図面又は写真が示す当該製品の意匠を基準とし、簡単な説明は、図面又は写真が示す当該製品に意匠の解釈に用いることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第五十九条</p> <p>改正なし</p>
<p style="text-align: center;">第六十条</p> <p>専利権者の許諾を受けずにその専利を実施する、即ちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事</p>	<p style="text-align: center;">第六十条</p> <p>専利権者の許諾を受けずにその専利を実施する、即ちその専利権を侵害し、紛争を引き起こした場合、当事</p>

者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また専利事務管理部門に処理を求めることもできる。専利事務管理部門が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知受領日から15 日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、専利事務管理部門は人民法院に強制執行を申請することができる。処理を行う専利事務管理部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、『中華人民共和国民事訴

者が協議により解決する。協議を望まない場合又は合意することができなかった場合、専利権者又は利害関係者は人民法院に提訴することができ、また**専利行政部門**に処理を求めることもできる。**専利行政部門**が処理する状況においては、権利侵害行為が成立すると認められた場合、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止するよう命ずることができる。当事者が不服の場合、処理通知受領日から15 日以内に、『中華人民共和国行政訴訟法』に基づいて人民法院に提訴することができる。権利侵害者が期限を過ぎても訴訟を提起せず、権利侵害行為も停止しない場合、**専利行政部門**は人民法院に強制執行を申請することができる。

複数主体の権利侵害、繰り返し権利侵害など市場秩序を乱す故意の特許権侵害行為に対し、専利行政部門は、法により取り締まり、権利侵害者に権利侵害行為を即時に停止

<p>訟法』に基づいて人民法院に提訴することができる。</p>	<p>するよう命じることができ、権利侵害製品、権利侵害製品の製造に専用する 或いは権利侵害方法を利用した部品、工具、金型、設備などを没収することができる。専利権を繰り返して侵害する行為に対して、専利行政部門は、罰金をすることができる。違法所得は5万元以上の場合、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金をすることができる。違法所得がない又は5万元以下の場合、25万元以下の罰金をすることができる。</p>
	<p>第六十一条(追加条文 NO2) 専利権侵害紛争を処理する専利行政部門は、当事者の請求に基づき、専利権侵害の賠償金額について調停を行うことができ、調停が成立しなかった場合、当事者は、『中華人民共和国民事訴訟法』に基づいて人民法院に訴訟を提起することができる。調停協議が成立した後、一方の当事者が履行を拒絶する、又は完全に履行しない場</p>

	<p>合、相手側の当事者は人法院に強制執行を請求することができる。</p>
	<p>第六十二条(追加条文 NO3) 関連製品が専利の実施に専ら使用される原材料、関係物、部品、設備であることを明確的に知りながら、専利権者の許諾を受けずに、生産経営を目的として、その製品を他人に提供し、権利侵害行為をする場合、権利侵害者と連帯責任を負わなければならない。</p>
	<p>第六十三条(追加条文 NO4) ネットサービスの提供者はネットユーザが当該ネットサービスを利用する事で専利権を侵害することを知った或いは知り得るべきであるが、適時権利侵害製品の URL に対して削除、ブロック、切断等の必要な抑制措置を取らない場合、当該ネットユーザとともに連帯責任を負わなければならない。</p> <p>専利権者或は利害関係人は、</p>

	<p>ネットユーザがネットサービスを利用する事で専利権を侵害することが証明できる場合、ネットサービスの提供者に前款における必要な措置で抑制すると通知することができる。ネットサービスの提供者は有効な通知を受領した後、必要な措置を取らない場合、損害の拡大分に対して、当該ネットユーザとともに連帯責任を負わなければならない。</p> <p>専利行政部門はネットユーザがネットサービスを利用して専利権を侵害することを認定した場合、ネットサービス提供者に本条第一項に記載された抑制措置を取ることを通知しなければならない。ネットサービス提供者は適時必要な措置を取らない場合、損害の拡大分に対して、当該ネットユーザとともに連帯責任を負わなければならない。</p>
<p>第六十一条</p>	<p>第六十四条</p>

<p>専利権利侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明専利に関連する場合、同様の製品を製造する単位又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。</p> <p>専利権利侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、人民法院又は専利事務管理部門は専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。</p>	<p>専利権利侵害を巡る紛争が新製品製造方法の発明専利に関連する場合、同様の製品を製造する単位又は個人はその製品の製造方法が専利の方法と違うことを証明する証拠を提出しなければならない。</p> <p>専利権利侵害を巡る紛争が実用新案又は意匠に関連する場合、人民法院又は専利行政部門は専利権者又は利害関係者に対し、専利権侵害を巡る紛争を審議し、処理するための証拠として、国務院専利行政部門が関連の実用新案又は意匠について検索と分析、評価を行ってから作成した評価報告を提出するよう要求することができる。双方当事者が上述専利権評価報告を積極的に提供することができる。</p>
<p>第六十二条</p> <p>専利侵権紛争において、権利侵害者として告訴された者が、その実施する技術又はデザインが従来技術、ある</p>	<p>第六十五条</p> <p>改正なし</p>

<p>いは既存デザインに属することを証明する証拠を有している場合、専利権侵害を構成しないものとする。</p>	
<p>第六十三条</p> <p>専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利事務管理部門が是正を命じ、これを公告するとともに、違法所得を没収し、違法所得の4倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合は20万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追究する。</p>	<p>第六十六条</p> <p>専利を詐称した場合、法に基づき民事責任を負うほか、専利行政部門が是正を命じ、これを公告する。違法所得が5万元以上の場合、違法所得の1倍以上、5倍以下の罰金を科す。違法所得がない、又は5万元以下の場合、25万元以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合は法に基づき刑事責任を追究する。</p>
<p>第六十四条</p> <p>専利事務管理部門は、その取得した証拠に基づいて専利詐称被疑行為を取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実施し、違法被疑行為と関連する</p>	<p>第六十七条</p> <p>専利行政部門は、その取得した証拠に基づいて専利権侵害行為或いは専利詐称行為を処理或いは取り締まる場合、全ての関連当事者を尋問し、違法被疑行為と関連する状況を調査することができる。当事者の違法被疑行為の場所に対して立入検査を実</p>

<p>契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、専利製品の詐称製品であることを証明する証拠があった場合は封鎖するか、又は差し押さえることができる。</p> <p>専利事務管理部門が法に基づき前項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。拒否したり、妨害したりしてはならない。</p>	<p>施し、違法被疑行為と関連する契約や領収書、帳簿及びその他関連資料を閲覧・複製することができる。また、違法被疑行為と関連する製品を検査し、市場秩序を攪乱し故意的専利権を侵害する製品或いは専利製品の偽称製品であることを証明する証拠があった場合は封鎖するか、又は差し押さえることができる。</p> <p>専利行政部門が法に基づき前項に定めた職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、支援を提供しなければならない。当事者が、専利行政部門が職権を行使することを拒絶、妨害する場合、専利行政部門より警告を与える。治安管理の違反行為を構成する場合、公安単位より治安管理处罰を与える。また、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>
<p>第六十五条</p> <p>専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損</p>	<p>第六十八条</p> <p>専利権侵害の賠償金額は、権利者が権利侵害によって被った実際の損</p>

失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、1 万元以上100 万元以下の賠償を認定することができる。

失に応じて確定する。実際の損失を確定することが困難である場合、権利侵害者が権利侵害によって取得した利益によって確定することができる。権利者の損失又は権利侵害者が取得した利益を確定することが困難である場合、当該専利の使用許諾料の倍数に応じて確定する。**故意に専利権を侵害する行為に対しては、人民法院は権利侵害行為の情状、規模、損失などの要素に基づき、上記方法により確定された賠償額を一倍から三倍まで引き上げることができる。**賠償金額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出も含むものとする。

権利者の損失、権利侵害者の取得した利益、専利使用許諾料を確定することがいずれも困難である場合、人民法院は専利権の種類、権利侵害行為の性質及び情状等の要素に基づき、10 万元以上 500 万元以下の賠償を認定することができる。

	<p>人民法院は、専利権侵害行為が成立すると認定した後、賠償額の決定において、権利者が拳証に既に最大限に努力し、権利侵害行為に関する帳簿、資料が主に侵害者に把握されている場合、侵害者が権利侵害行為に関する帳簿、資料を提供するよう命ずることができる。侵害者が提供しない又は偽った帳簿、資料を提供する場合、人民法院は権利者の主張及び提出した証拠により賠償額を判定することができる。</p>
<p>第六十六条</p> <p>専利権者又は利害関係者が、他者が権利侵害行為を行っている又はまさに行おうとしていることを証明する証拠を有しており、即座に制止しなければ、その合法的権益が補填不能な損害を被る恐れがある場合、訴訟を提起する前に人民法院に関連行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう要請することができる。</p>	<p>第六十九条</p> <p>改正なし</p>

要請者は要請時に担保を提供しなければならない。担保を提供しない場合は要請を却下する。

人民法院は要請を受けてから48時間以内に裁定を行う。特殊な状況によりこれを延長する必要がある場合は48時間延長することができる。関連行為の停止を命令する裁定を行った場合は即座にこれを執行する。当事者が裁定に対して不服である場合は一度、復審を要請することができる。復審期間中は裁定の執行を停止しない。

要請者が、人民法院が関連行為の停止を命令する措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院は当該措置を解除する。

要請に誤りがあった場合、要請者は、関連行為の停止によって被要請者が被った損失を賠償しなければならない。

第六十七条

専利権侵害行為を制止するた

第七十条

改正なし

め、証拠が消滅する可能性ある又は今後は取得困難である状況において、専利権者又は利害関係者は起訴前に人民法院に証拠の保全を要請できる。

人民法院は保全措置を講じる場合、要請者に担保の提供を命令することができる。要請者が担保を提供しない場合は要請を却下する。

人民法院は要請を受けてから48時間以内に裁定を行う。保全措置を講じる裁定を行った場合は即座にこれを執行する。

要請者が、人民法院が証拠保全措置を講じた日から15日以内に起訴しない場合、人民法院はその執行を解除する。

第六十八条

専利権侵害の訴訟時効は2年とし、専利権者又は利害関係者が権利侵害行為を知った日又は知り得る日より起算するものとする。

第七十一条

改正なし

発明専利の出願公開から専利権付与までの間に当該発明を使用し、かつ適当額の使用料を支払っていない場合、専利権者が使用料の支払いを要求する訴訟時効は2年とする。専利権者は他者がその発明を使用していることを知った日又は知り得る日より起算する。但し、専利権者が専利付与日以前に知った場合又は知り得る場合は、専利権付与日より起算する。

第六十九条

以下の状況のいずれかがある場合は専利権侵害とは見なさない。

(一) 専利製品又は専利方法によって直接得られた製品について、専利権者又はその許諾を取得済みの部門及び個人が販売後、当該製品に対して使用、販売許諾、販売、輸入を行う場合。

(二) 専利出願日以前に同様の製品を製造した場合、又は同様の方法を使用するか、あるいは既に製造と使用

第七十二条

改正なし

の必要準備を終えており、かつ元の範囲内だけで引き続き製造、使用する場合。

(三) 臨時に中国の領土、領海、領空を通過する外国の輸送設備が、その所属国と中国が締結した約定又は共に締結した国際条約に基づき、あるいは互惠の原則に従い、輸送設備自身の必要のためにその装置と設備において関連特許を使用する場合。

(四) 専ら科学研究と実験のために特に関連特許を使用する場合。

(五) 行政認可に必要な情報を提供するため、特許医薬品又は特許医療機械を製造、使用、輸入する場合、及び専らそのために特に特許医薬品又は特許医療機械を製造、輸入する場合。

第七十条

特許権者の許諾を経ずに製造され、販売されたと認知していない状況に

第七十三条

改正なし

<p>において、生産経営を目的として専利権侵害製品を使用したり、販売を許諾したりした場合、あるいは販売したりした場合、当該製品の合法的な仕入れ元を証明できるものは賠償責任を負わない。</p>	
	<p>第七十四条(追加条文 NO5)</p> <p>専利行政部門は、専利権保護に関する信用情報システムを作成し、全国の信用情報交換プラットフォームに導入するべきである。</p>
	<p>第七十五条(追加条文 NO6)</p> <p>専利代理機構の設立及び専利代理師資格の取得については、国务院専利行政部門の許諾を受けなければならない。</p> <p>国务院専利行政部門の許諾を受けずに、いかなる部門又は個人は生産経営を目的として、専利代理業務に従事してはならない。本款の規定に違反する場合、専利行政部門はその情</p>

	<p>状により、違法行為の停止を命令するとともに、違法所得を没収し、罰金を併科することができる。</p>
<p>第七十一条</p> <p>本法第二十条の規定に違反して外国に専利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所在単位又は上級主管単位が行政処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。</p>	<p>第七十六条</p> <p>本法第二十条の規定に違反して外国に専利を出願し、国家秘密を漏洩した場合、所在単位又は上級主管機関が処分を行う。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追究する。</p>
<p>第七十二条</p> <p>発明者又は考案者の非職務発明創造の専利出願権及び本法が規定するその他権益を剥奪した場合、所在部門又は上級主管機関が行政処分を行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第七十三条</p> <p>専利事務管理部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。</p>	<p>第七十七条</p> <p>専利行政部門は、社会に向けて専利製品を推薦する等の経営活動に関与してはならない。</p>

<p>専利事務管理部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき行政処分を行う。</p>	<p>専利行政部門が前款の規定に違反した場合、その上級機関又は監察機関が是正を命じ、その影響を排除する。違法収入がある場合は没収する。情状が重い場合、直接責任を負う主管者及びその他の直接責任者に対し、法に基づき処分を行う。</p>
<p>第七十四条</p> <p>専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行い、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。犯罪を構成しない場合、法に基づき行政処分を行う。</p>	<p>第七十八条</p> <p>専利管理事務に従事する国家公務員及びその他関連の国家公務員が、職責を怠り、職権を濫用し、私情にとらわれ不正を行う場合、法に基づき、処分を与える；また、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p>
	<p>第八章 専利の施行と活用(追加条文)</p>
	<p>第七十九条(追加条文 NO7)</p> <p>各級専利行政部門は専利権の実施と活用を促進し、専利情報サービスの市場化と専利権の運営活動を奨</p>

	<p>励し、標準化するべきである。</p>
	<p style="text-align: center;">第八十条(元の第十四条)</p> <p>国有企業事業者の発明専利が国の利益又は公共の利益に対して重大な意味を持つ場合、国務院関係主管単位及び省・自治区・直轄市人民政府は国務院の認可を受け、認可された範囲内で普及・応用させることを決定し、指定された単位に実施を許諾することができる。実施単位は国の規定に基づいて専利権者に使用料を支払う。</p>
	<p style="text-align: center;">第八十一条(追加条文 NO8)</p> <p>国が設立した研究開発機構、大学は、職務発明創造に専利権が付与された日から、専利権の帰属を変更しないことを前提に、発明者又は考案者は所属単位と協議して自ら実施する或は他人に実施許可することができる。かつ所属単位との協議に基づき関連権益を受ける事が出来る。</p>

第八十二条(追加条文 NO9)

専利権者が、書面で国務院専利行政部門に、相手問わず、実施許可を希望すると声明し、かつ許可費用を明確した場合、国務院専利行政部門より公告し、実施許諾用意を実行する。

実用新案専利、意匠専利に対する実施許諾用意声明を提出した場合、専利権評価報告を提供しなければならない。

実施許諾用意声明を撤回する場合、専利権者は書面で提出しなければならない。国務院専利行政部門がその旨を公告する。実施許諾用意声明が撤回された場合、その前の被許可人の権益に影響しない。

第八十三条(追加条文 NO10)

如何なる人が専利実施許諾用意専利の実施を希望する場合、書面で専利権者に通知し、許可費用

	<p>を支払わなければならない。</p> <p>実施許諾用意の被許可者は、実施許諾用意の取得証明として、国务院の専利行政部門に報告・記録することができる。</p> <p>実施許諾用意の期間内、専利権者は当該専利に対する独占或は排他許可してはならない、また訴訟前の仮処分を請求してはならない。</p>
	<p>第八十四条(追加条文 NO11)</p> <p>当事者が実施許諾用意を巡る紛争が引き起こした場合、国务院専利行政部門に裁定を請求することができる。当事者が不服とする場合、裁定通知書の受領日から 15 日以内に人民法院に提訴することができる。</p>
	<p>第八十五条(追加条文 NO12)</p> <p>国家標準の制定に参画する専利権者が、制定の過程においてその保有する標準に必要な専利を披露</p>

	<p>しない場合、当該標準の実施者にこれらの専利技術を使用することを許可すると見なされる。許可費用は双方より協議する。双方が合意に到達できない場合、国務院専利行政部門に裁定を請求することができる。当事者は、不服とする場合、裁定通知書の受領日から 15 日以内に人民法院に提訴することができる。</p>
	<p>第八十六条(追加条文 NO13) 専利権に質権を設定する場合、質権設定者と質権者とともに国務院専利行政部門で登記する。質権は登記の日から発効する。</p>
<p>第八章 附則</p>	<p>第九章 附則</p>
<p>第七十五条 国務院専利行政部門に専利を出願し、その他手続きを行う者は規定に基づき、料金を納めなければならない。</p>	<p>第八十七条 改正なし</p>

	<p>第八十五条(追加条文 NO14)</p> <p>専利代理業界の組織は、専利行政部門の指導、監督を受けなければならない。</p> <p>専利代理業界の組織は、章程の規定に基づき、会員の入会条件を厳格的に実行し、業界自律規範に違反する会員を処罰する。また、入会した会員及び会員に対する処罰状況を社会に向けて公告しなければならない。</p>
<p>第七十六条</p> <p>本法は 1985 年 4 月 1 日より施行する。</p>	<p>第八十九条</p> <p>本法は 1985 年 4 月 1 日より施行する。</p>

仮訳: 康信国際特許事務所